

【議案第 7 1 号関係資料】

青森市印鑑条例（平成十七年条例第三十一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第十四条 （略）</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第十四条の二 前条の規定にかかわらず、被登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第十二条の二第四項第三号</u>ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された市以外の者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な操作を行うことで、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第十五条～第十九条 （略）</p>	<p>第一条～第十四条 （略）</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第十四条の二 前条の規定にかかわらず、被登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第十二条の二第四項第二号</u>ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された市以外の者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な操作を行うことで、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第十五条～第十九条 （略）</p>